

入札公告

令和2年度バイオトイレ処理槽交換に係る電気設備修繕業務について、次のとおり一般競争入札（事後審査）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第100条の規定に基づき公告する。

令和2年5月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 入札に付する修繕の概要事項

- (1) 事業年度 令和2年度
- (2) 業務名称 バイオトイレ処理槽交換に係る電気設備修繕業務
- (3) 業務概要 仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約日から令和2年7月10日まで
- (5) 業務場所 和歌山県田辺市本宮請川地内
仕様書のとおり
- (6) 最低制限価格 設定なし
- (7) 契約書の要否 要
- (8) 前払金 無
- (9) 部分払 無
- (10) 契約の保証 要
- (11) 議会の議決 不要
- (12) 施行形態 単体企業

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 自治法令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 和歌山県建設工事暴力団排除対策要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準（平成19年11月13日施行）における格付けの取り消しを受けていない者であること。
- (7) 談合等による損害賠償請求を和歌山県からを受けていない者であること。
- (8) 和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準に規定する入札参加資格認定通知書（以下、「入札参加資格認定通知書」という。）において、「電気工事業」の入札参加資格を有する者であること。
- (9) 西牟婁振興局管内に主たる営業所を有する者であること。

(10) 入札に参加する者は、4の(3)に示す期間内において、職員立会いのもと、必ず現場確認を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課
和歌山市小松原通一丁目1番地（和歌山県庁本館4階）

(2) 期間

令和2年5月13日（水）から令和2年6月1日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)のとおり

(2) 期間

3の(2)のとおり

(3) 現場確認

入札参加者は、令和2年5月13日（水）から令和2年5月20日（水）までの平日に、和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課へ連絡して日程調整の上、同課職員立会いのもと、必ず現場確認を行うこと。

(4) 質問の期間

仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和2年5月13日（水）から令和2年5月25日（月）までの間において、和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課に対して、所定の書面（FAXを含む。）により行うこと。

5 入札参加資格の審査に関する事項

この一般競争入札に参加した者（落札候補者になった者に限る。）は、入札の事後において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続き等については、入札説明書のとおり。

(1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

3の(1)のとおり

イ 期間

令和2年6月2日（火）の入札の日以降、原則として、落札候補者となった日の翌日から換算して2日（県の休日を除く。）以内の日の午前9時から午後5時30分まで

(2) 入札参加資格確認申請書類についての質問

4の(4)のとおり

6 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所及び日時

ア 場所

和歌山県庁環境生活部会議室（和歌山県庁本館4階）

和歌山市小松原通一丁目1番地

イ 日時

令和2年6月2日（火）午前11時00分から

（2）開札の場所及び日時

ア 場所

（1）のアに同じ

イ 日時

（1）のイに同じ

7 入札の方法に関する事項

（1）落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（2）入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

（3）入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には、入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、10の（5）による再度の入札にあっては、この限りではない。

（4）入札の際には、入札参加資格認定通知書を掲示し、又はその写しを提出すること。

（5）郵送により入札する場合には、（3）の入札書を入れた封筒及び入札参加資格認定通知書の写しを外封筒に入れ、書留郵便で令和2年6月1日（月）午後5時00分までに、和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課へ必着させること。

（6）その他、入札説明書のとおり。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は和歌山県財務規則第87条第4号の規定により免除する。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。また、入札時点で2に掲げる要件を満たしていなかった者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定に関する事項

（1）天災地変その他やむを得ない事由を生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることがある。また、入札参加者が談合し、又は入札を公正に執行することができない状態であると認めるときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

（2）この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課の職員を立ち会わせるものとする。

（3）予定価格の制限の範囲内の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

（4）落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に

立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に係のない和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (7) 落札候補者は、5の入札参加資格の審査により入札参加資格要件の適格認定を受けたときに落札者となる。
- (8) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

12 その他

この一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課

(2) 所在地

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2675

FAX 番号 073-441-2685

令和2年5月13日作成
和歌山県環境生活部環境政策局
循環型社会推進課

入札説明書

「令和2年度バイオトイレ処理槽交換に係る電気設備修繕業務」

令和2年度バイオトイレ処理槽交換に係る電気設備修繕業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記に掲げる事項を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

- 1 入札公告年月日
令和2年5月13日
- 2 入札に付する事項
 - (1) 事業年度 令和2年度
 - (2) 業務名称 バイオトイレ処理槽交換に係る電気設備修繕業務
 - (3) 調達概要 仕様書のとおり
 - (4) 業務期間 契約日から令和2年7月10日まで
 - (5) 業務場所 和歌山県田辺市本宮請川地内
仕様書のとおり
 - (6) 最低制限価格 設定なし
 - (7) 契約書の要否 要
 - (8) 前払金 無
 - (9) 部分払 無
 - (10) 契約の保証 要
 - (11) 議会の議決 不要
 - (12) 施行形態 単体企業
- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
公告に同じ
- 4 契約条項を示す場所及び期間
公告に同じ
- 5 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間
 - (1) 場所
公告に同じ
 - (2) 期間
公告に同じ
 - (3) 現場確認
公告に同じ

(4) 質問の期間

仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和2年5月13日(水)から令和2年5月25日(月)までの間において、和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課に対して、所定の書面(FAXを含む。)により行うこと。

ア 所定の書面の様式は、仕様書等に対する質問申出書(様式1)とする。

イ 質問に対しては、原則として令和2年5月29日(金)までに書面(FAXを含む。)により回答し、その内容については、役務調達等公開システムへの掲載の方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあつては、循環型社会推進課の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

6 入札参加資格の審査に関する事項

この一般競争入札に参加した者(落札候補者になった者に限る。)は、入札の事後において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続等については、別添「入札参加資格確認申請書類作成要項(事後審査)」のとおり

(1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

公告に同じ

イ 期間

公告に同じ

(2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

公告に同じ

7 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所及び日時

ア 場所

公告に同じ

イ 日時

公告に同じ

(2) 開札の場所及び日時

ア 場所

(1)のアに同じ

イ 日時

(1)のイに同じ

8 入札の方法に関する事項

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

なお、入札者は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。

- (2) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。
- ア 所定の入札書の様式は、入札書（様式3）とする。
 - イ 入札書には、調達業務を完了するための価格の総額を記入すること。
 - ウ 入札書には、調達業務の名称その他の必要事項を明記した上、入札者の氏名（商号（屋号）を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。）を記入して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。代理人が入札する場合にあっては、入札者の氏名及びその代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印をしておかなければならない。
 - エ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。
 - オ 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。
- (3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、11の(5)による再度の入札にあっては、この限りではないこと。
- (4) 入札の際には、和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準に規定する入札参加資格認定通知書（以下、「入札参加資格認定通知書」という。）を掲示し、又はその写しを提出すること。
- (5) 郵送により入札する場合には、(3)の入札書を入れた封筒及び入札参加資格認定通知書の写しを外封筒に入れ、書留郵便で令和2年6月1日（月）午後5時00分までに、和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課へ必着させること。
- (6) 入札及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとする。
- ア 入札事務（開札事務を含む。）は、和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課の複数の職員（うち上席の1人を入札執行者とする。）により執行する。
 - イ 入札執行者は、入札の時間を厳守させるものとする。
 - ウ 入札の場所に入室する者は、原則として1入札者（業者）1人とし、入札執行者は、入札の執行に先立ち入札参加資格認定通知書の提示又はその写しの提出を受け、その出席を確認するものとする。この場合において、入札者の代理人は、当該入札についての委任状（様式4）を提出しなければならない。
 - エ 入札は、入札者又はその代理人が入札箱に自ら投函して行うものとする。郵送により提出された入札書については、入札執行者以外の当該入札事務に携わる和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課の職員がその入札者に代わって投函するものとする。
 - オ 入札書の開札は、すべての入札者の入札の完了（入札箱への投函の終了）を確認した後直ちに、入札事務を執行する職員が行い、開札の結果については、入札執行者がその場で立ち会っている入札者又はその代理人に告げるものとする。
 - カ 入札執行者は、入札結果について入札執行調書を作成して整理するものとする。当該入札執行調書には、6による入札後の入札参加資格の審査結果についても追記するものとする。
 - キ 入札執行者は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期（中断

を含む。)し、又は取りやめることができる。入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたとときも、同様とする。

ク その他入札の執行については、この入札説明書に基づき、入札執行者が決定する。

9 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則第87条第4号の規定により免除する。

10 入札の無効に関する事項

入札公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及びこの入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。また、入札時点で3に掲げる要件を満たしていなかった者のした入札は、無効とする。

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の時刻までにされなかった入札
- (4) 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (5) 同一事項の入札について、代理人が2人以上の者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (8) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (9) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (11) 事前の現場確認を行わずにした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定に関する事項

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、要領及びこの入札説明書のとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。また、入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたとときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(2) この入札の開札において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課の職員を立ち合わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

(4) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を

- 行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、7の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
 - (7) 落札候補者は、6の入札参加資格の審査により入札参加資格要件の適格認定を受けたときに落札者となる。
 - (8) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

12 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約保証金を納付しなければならない。
 - ア 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額に相当するものでなければならない。
 - イ 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - (ア) 和歌山県財務規則第86条各号に規定する担保
 - (イ) 保証事業会社の保証
 - ウ 契約保証金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を免除することができる。
 - (ア) 契約の相手方(落札者)が保険会社との間に和歌山県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。契約の相手方(落札者)は、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出すること。
 - (イ) 契約の相手方(落札者)が過去2箇年の間に国(公団等を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。契約の相手方(落札者)は、契約保証金納付免除申請書(様式5)により、それを証する書類(種類及び規模をほぼ同じくする契約についての書類の写し等)を提出すること。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

13 その他

この一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称
和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課
- (2) 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号640-8585
電話番号073-441-2675
FAX番号073-441-2685

別添

入札参加資格確認申請書類作成要項（事後審査）

「令和2年度バイオトイレ処理槽交換に係る電気設備修繕業務」

令和2年度バイオトイレ処理槽交換に係る電気設備修繕業務の一般競争入札に参加した者（落札候補者となった者に限る。）は、入札公告、入札説明書及び仕様書の内容について熟知の上、当該一般競争入札についての入札参加資格要件が満たされているか入札の事後に審査を受け、所要の適格認定を得て落札候補者から落札者とならなければならない。

当該入札参加資格確認の手続等については、下記に掲げる事項に留意の上、所要の一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「入札参加資格確認申請書類」という。）を作成し、所定の期限までに、和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課へ提出しなければならない（郵送可）。

記

1 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

(1) 受付場所

和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号640-8585

電話番号073-441-2675

FAX番号073-441-2685

(2) 受付期間

令和2年6月2日（火）の入札の日以後、原則として、落札候補者となった日の翌日から起算して2日（県の休日を除く。）以内の日の午前9時00分から午後5時30分まで

2 入札参加資格確認申請書類の様式、種類、提出部数等

(1) 入札参加資格確認申請書類は、次に掲げるものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査用）（様式2）

イ 「電気工事業」の入札参加資格を有する者であることが分かる書類（入札参加資格認定通知書）の写し

(2) 入札参加資格確認申請書類の提出部数は、正本1部とする。

3 入札参加資格確認申請書類の作成における留意事項

(1) 申請書類に虚偽の記載等をした場合は、当該申請を無効とし、資格確認を取り消すことがある。

(2) 申請書の記入等に当たっては、次のことに注意するものとする。

ア 申請書の記入等に使用する印は、競争入札参加資格者名簿への登載において契約、入札等に使用すると届け出ている印鑑とすること。

イ 字句等を訂正する場合は、二本線で抹消し訂正印を押印の上、その上段に訂正後の字句等を記入すること。

ウ 提出に際して、必要となる添付書類等のうち一つでも不足があれば受付できないので、

十分確認の上、提出するものとする。

再提出は、受付期間内に、迅速に行うものとする。

エ 受付期間後の申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書類の作成及び申請に関する費用は、申請者（落札候補者）の負担とする。

カ 申請書類は、返却しない。

4 審査結果の通知

申請者（落札候補者）には、「一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」又は「一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により通知するものとする。

なお、「一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」は、その後の契約において必要となるので、申請者(落札候補者から落札者となった者)において大切に保管するものとする。

5 不適格認定の理由の説明

(1) 「一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により必要な入札参加資格の要件が欠けていると認められた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して10日(県の休日を除く。)以内に、書面(FAXを除く。)により、その不適格認定の理由について説明を求めることができる。

ア 書面の提出場所

1の(1)に同じ

イ 書面の提出方法

持参又は書留郵便により提出すること。

(2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日(県の休日を除く。)以内に書面で行うものとする。

6 申請書類等についての質問の受付

この要項、入札参加資格確認申請書類等についての質問は、仕様書及び入札説明書についての質問として、入札説明書本文の5の(4)により行うものとする。